

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	清田区第27回参議院議員通常選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務
発 注 課	清田区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	七欧産業株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。 本業務のうちポスター掲示場の設置については、事業者への聴き取り結果により、人材及び資材等の調達及び、設置期間の確保のため、契約後少なくとも20日間以上の期間が必要である。 よって、現時点で公示日と見込まれる7月3日の3日前である令和7年6月30日が設置期限であることから、遅くとも令和7年6月10日頃には契約する必要がある。 そこで、令和7年5月23日に本業務を告示し、令和7年6月5日に開札を行った。 しかし、1者が参加したものの、入札額が予定価格を上回り、入札不調となったところである。 入札の再公告を行った場合、契約から設置期限まで10日間程度しかないことが見込まれるが、その場合は上記理由から期限までに設置を完了することが極めて困難となる。また、掲示板の区画数が当初の予定から増加する見通しとなっており、資材の調達に更に時間を要することが見込まれる。 そこで、6月5日に行った開札に唯一参加し、本業務につき唯一履行の意思がある七欧産業株式会社に対し聞き取りを行ったところ、現時点で一定程度の人材及び資材を保有しており、かつこれまで清田区で同業務を履行した実績があり、履行前の現地確認等の準備を一部簡略化可能であることから、履行期間が20日程度あれば、確実に履行可能との返答を得た。 同社は、直近に実施された第20回統一地方選挙及び第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置業務を請け負っており、履行状況が良好であることから、現時点での履行能力は十分と考えられる。 以上から、七欧産業株式会社が唯一本業務の履行意思があり、かつ確実に履行可能な者と判断できるが、履行期間を20日程度確保できるよう、速やかに特定随意契約を締結する必要がある。 ついては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、上記事業者を契約の相手方として選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年6月5日